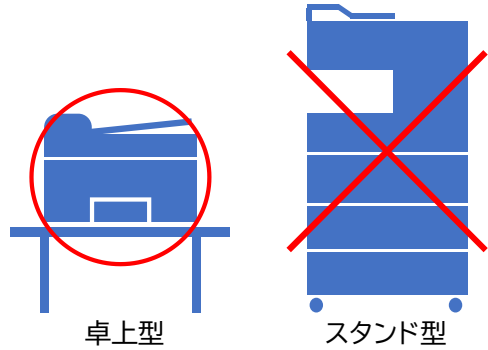
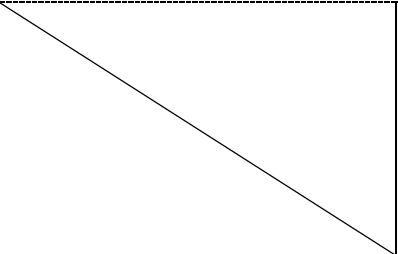


(※)魅力あるコミュニティ助成事業対象具体例 補足

次の4点を申請する場合は、下記事項をよく確認し、添付漏れがないよう注意してください。

	エアコン	ウォシュレット	物置	複合機、コピー機、プリンター
対象について	・部屋の広さに適した能力で、壁掛け式の標準グレードを対象とする。 ・壁掛け式が設置できない場合は、申請書に理由を記載すること。	・標準グレードを対象とする。 ・便座交換タイプは備品整備、新設もしくは便器全体の交換の場合は、住民センター整備で申請すること。	・標準グレードを対象とし、物置＋固定ブロックなどの置き台までを対象とする。	・下記イラストタイプ(卓上型)で標準グレードのものを対象とする。  卓上型 スタンド型
	オプション品については、住民負担とする。(例:物置の棚、複合機の追加トレイなど)			
標準グレード以外を希望する場合について	申請書に理由を記載すること。なお、希望するグレードと標準グレードとの差額は住民負担とする。			
添付書類	・カタログの写し(次の①～④が記載されていること。) ①カタログの表紙 ②メーカー名 ③品番 ④グレードが確認できる比較表 ・標準グレード以外を希望する場合は、差額が確認できるよう、標準と希望するグレードの両方の見積書			
	・室内機の設置場所及び部屋の広さを示した図面(畳、㎡) ・壁掛け式が設置できない場合は、設置できないことが示せる写真及び図面		・設置場所の所有者がわかる書類(コミュニティ組織が、物置を設置できる土地であることを確認できるもの。)	